# ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題

JICA ラオス事務所 松元秀亮

# 第1 プロジェクト概要

ラオス側実施機関 : 司法省, 最高人民検察院, 最高人民裁判所

: 2003年5月~2006年5月 期間

延長期間 : 2006 年 5 月~2007 年 5 月 (普及活動)

上位目標 : 法案審査及び法律適用が適切に行われるようになる。

プロジェクト目標 : 法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ, 司法・立法

関係職員の法律基礎能力が向上する。

# 第2 プロジェクトの成果物

1 司法省 :民法教科書,企業法注釈書,法律辞書,法令データベース

2 最高人民検察院 :検察官捜査マニュアル,検察官人事組織マニュアル

3 最高人民裁判所 : 判決起案マニュアル, 法令集

### 第3 普及活動

1 当初期間(2003年5月~2006年5月)

2 延長期間(2006年5月~2007年5月)

3 追加期間 (2007年5月~同年12月)

期間	内容	回数	延べ人数	
司法省				
当初期間	民法教科書に関するディスカッション	2 回	27 人	
延長期間	民法教科書セミナー	4 回	117 人	
	企業法セミナー	1回	55 人	
	法令データベースセミナー	1回	40 人	
追加期間	民法教科書普及ワークショップ	1 回	36 人	
	企業法解説書普及ワークショップ	2 回	78 人	
最高人民検察院				
当初期間	検察官捜査・検察官人事組織マニュアル普及 WS	2 回	91 人	
延長期間	検察官捜査・検察官人事組織マニュアル普及 WS	7 回	304 人	
	ワークショップ評価	2 回		
追加期間	検察官捜査マニュアル普及 WS (警察)	3 回	120 人	

期間	内容	回数	延べ人数	
最高人民裁判所				
当初期間	判決起案マニュアル普及 WS	3 回	140 人	
延長期間	判決起案マニュアル普及 WS	6 回	340 人	
追加期間	ワークショップ評価	2 回	60 人	
	判決起案マニュアル普及 WS	1 回	40 人	

# 第4 本プロジェクトの普及活動の方法

日本人専門家不在の中でのラオス側 C/P 独自の普及活動

- ① 開催方法、日数、対象者など全てラオス側のアイデアが基本
- ② 計画時には C/P から、開催目的、研修内容などを記した計画書の提出
- ③ 講義は全てラオス人 WG メンバーが実施
- ④ 活動終了後には、C/Pから活動内容についての報告書の提出

### 第5 本プロジェクトの普及活動の長所と短所

#### 1 長所

- ① ラオス側のオーナーシップの向上。
  - \* 資金的には JICA に頼らざるを得ないが、その他の計画立案、実施、報告を自ら行う (頼れるところがない) ことで、自分達の活動であることを強く意識している。
  - \* 活動経費の支出及び報告も C/P が行っているため、全体をマネジメントしている感覚が高まり、また、必要経費の認識も高まる。
  - \* 中央機関としての威信から、地方での活動を無責任に実施することはできない ため、専門家が不在であっても効果の高い研修を目指している。

#### ② 少ない投入量

- \* JICA 事務所によるモニタリングのみであるので、専門的知識を必要としない場合には、投入量と比べて効率的な活動が実施できる(1年間を通じて業務調整員や長期専門家が必要な活動量ではなかったため)。
- ③ 身の丈にあった活動
  - \* 専門家がいなくなり、C/P にとっては日々の業務に追われながらの活動である 一方、それはプロジェクト終了後の現実に即した活動を行っていることになる。 資金的な観点を除き、持続性を高める活動方法になり得る。

# 2 短所

- ① 専門家不在のため技術的な支援は現地では全く行うことができない。
  - \* 支援を行えるのは、計画・立案方法、評価及びフィードバックのみ。

- \* ただし、本プロジェクトに従事しているわけではないので、計画・立案から実施、評価、フィードバックの一連の流れを深くサポートすることができない。
- \* これを補完するため、JICA-Net や本邦研修を通じた技術的な支援は行うことはできる。(本プロジェクトでは、JICA-Net での研修アレンジも計画しようとしたが実施することはできなかった。)
- ② 活動を促進することができない。
  - \* 常時 C/P をサポートすることができないため、活動が計画から遅れていたとしても、なかなかその活動を早めることはできない。
  - \* 結果として、活動をほぼ予定通りに実施できたのは、支援の期限設定による。
- ③ 活動全体をモニタリングすることは不可能。
  - \* 個々の活動にすべて参加することは、時間的に不可能で、ワークショップの初日から最終日まで JICA 事務所から参加したのは3、4回程度。

#### 第6 普及活動を担当しての考察

#### 1 マネジメントに関する技術移転の重要性

普及活動において必要と感じた支援は、内容に関する技術的な支援だけではなく、 研修のマネジメント。

- \* 事前準備:必要とされている研修内容の検討・検討方法
- \* 実施中:講義と参加型研修との配分,講義方法
- \* 事後:研修の評価及びそのフィードバック

これらの手法は、JICA 事務所からも提言することができるが、時間的限界がある。本プロジェクトにおいては、当初の期間において C/P 自らによるワークショップの実施が少なかったため、これらの手法を習得しているとは言いがたい。今回のような事務所のみによるモニタリング実施という方法の効果を高めるには、研修マネジメントに関する投入を事前に行っておくのが望ましい。

### 2 自立的な普及活動を可能にした人材育成

この普及活動方法で実施できたのは、当初のプロジェクト期間中に十分な基幹となる人材の能力向上を果たすことができたため。

#### 3 普及活動のための継続的な資金的な支援の必要性

ラオスのような財政基盤の非常に弱い国においては、普及活動への予算配分もままならない。一方で、本プロジェクトの成果品は、ラオス側関係者から高い評価を受けており、そのような成果物であれば、できる限り多くを対象に、支援国の資金による徹底した普及活動を行う意義は非常に大きい。

### 4 人材育成は長期的な取り組みが必要

特に地方においては、基本的な知識のレベルが低いのが現状で、多くのことを1度 聞いただけで理解できるものではなく、またそのような人材を育成することが地方に おいては必要とされている。

上記3と関連するが、その国にとって極めて重要であると判断できる成果であれば、 それを徹底して普及していくことも重要であり、そのための中・長期的な活動の支援 も一つの選択肢である。

### 5 ラオスにおける普及活動は C/P 自身の学びの場

普及活動により、C/P は地方の実情を知り、地方職員の意見や抱えている問題を把握し、自国の抱えている問題を再認識している。この活動により、成果物を創造する際に向上した技術・能力を更に深め、自らのものとすることができており、そのような観点からも普及活動の意義は大きい。

#### 第7 今後のプロジェクトに対する提案

上述の考察等を基に、以下のようなプロジェクトの枠組みを今後検討していきたい。

フェーズ1:分野の専門性を持った長期及び短期専門家が C/P とともに成果物を作成し、C/P に対する技術移転を図る(十分な基幹人材の育成が必要)。

フェーズ2:分野の専門性を持った長期専門家に加え研修マネジメントの技術を持った短期専門家を加え、普及活動の方法を習得させる(1年程度)。

フェーズ3:事務所員もしくは業務調整員により(活動量の多寡による),ラオス自身の活動の支援を継続する(2 年 $\sim$ 3 年)。

以上

# ウズベキスタン共和国 倒産法注釈書プロジェクト



元JICA長期派遣専門家 松嶋希会

# プロジェクトの目標

- •2003年に改正された倒産法が適切 に運用されるよう倒産法の解説書を 作成する。
- ・当該解説書を通して、倒産実務に関わる人の倒産法の理解が進む。

# プロジェクトの活動

- 1. 作成フェーズ(2004年10月~2007年1月)
  - ・ロシア語版草案の協議・推敲
- 2. 普及フェーズ(2007年4月~2007年10月)
  - ・ロシア語版の配布
  - ・ウズベク語版・日本語版・英語版の作成
  - 発刊プレゼンテーション
  - ・地方セミナー

# 普及活動における課題

1. 対象: 広範囲関係者への配布

2. 範囲:地方への普及

3. 対象・範囲: 多言語での出版

4. 主体:相手国·日本

# 1. 普及活動の対象

広範囲関係者への配布

- ・民間セクター(企業, 銀行, 弁護士等)
- 普及活動の対象とカウンターパート機関の乖離

# **2. 普及活動の範囲** 地方への普及

- •中央と地方の情報格差
- ・地方での情報入手方法書籍・現地セミナー

# 3. 普及活動の対象・範囲 多言語での出版

・ウズベク語:国内普及用

・ロシア語:国内普及用 CIS諸国企業向け

•英語:外資企業向け

# 4. 普及活動の主体

- •相手国側の自主的な普及
- ・日本側も関与しての普及

# 4. 普及活動の主体

- ・相手国側の法整備経験の有無 人材・ノウハウ・予算
- ・特定法令についての支援か特定 機関に対する機関か 普及対象とカウンターパート

# 「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」について

# 元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家 松嶋希会

# 第1 プロジェクト概要

#### 1 実施形態等

- ① 形態 JICA 技術協力プロジェクトとして実施
- ② 期間 実質的な実施期間:2004年10月~2007年10月 (RD上の実施期間:2005年11月~2007年9月)
- ③ 目標 倒産法が適切に運用されるよう注釈書を作成し、注釈書を通して倒産法 の運用が改善される。

## 2 日本側協力機関

- ① 法務省法務総合研究所国際協力部
- ② 倒産法注釈書作成支援作業部会(JICAより委嘱を受けた法律専門家6名)
- ③ 長期派遣専門家(当職, 2006年4月~2007年10月)

### 3 ウズベキスタン共和国側協力機関

- ① ウ国最高経済裁判所(カウンターパート)
- ② ウ国非独占化国家委員会 (倒産事件を管轄する国家機関)
- ③ 作業部会(執筆者10名,裁判官,非独占化国家委員会職員,弁護士等)

### 第2 ウズベキスタン共和国倒産法

1991年8月 ソ連邦解体・ウズベキスタン共和国独立

1994年5月 倒產法成立(35条)

CIS 諸国間でモデル法を策定し、モデル法を基に各国が倒産法を制定

1998年8月 倒產法改正(133条)

2003年4月 倒産法改正(192条)

TASIC 等が改正を支援し、日本は全く関与せず

#### 第3 活動の経緯

2004年7月: JICA とウ国最高経済裁判所との間で、プロジェクト実施の合意

2004年10月:注釈書草案についての協議を開始

ウ国側の倒産法専門家(作業部会メンバー)が執筆した草案に対し、日本側作業部会がコメントを付し、草案を推敲

2006年12月まで、直接協議を日本で8回、ウズベキスタンで4回実施

2005年11月: JICA とウ国最高経済裁判所の間で、プロジェクト RD を締結

2006 年 4 月:JICA 長期派遣専門家を派遣

2007年2月:注釈書ロシア語版草案が完成

2007年3月:注釈書ロシア語版 3000 部を発刊

関係機関に無償配布

配布先については、「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト配布資料 2」を参照

2007年6月:タシュケントにおいて注釈書発刊プレゼンテーションを開催

2007年7月:ウズベキスタンの地方4箇所においてセミナーを開催

2007年9月:大阪においてプロジェクトに関するセミナーを開催

2007年10月:注釈書ウズベク語版4000部,及び,日本語版400部を発刊

プロジェクト終了

2007年12月: テルメズ市においてセミナー(JICA が支援)

・本プロジェクトの概要は、以下の法務省のウェブページにおいて紹介されている。 http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject\_1.html

#### 第4 注釈書

逐条に解説を付し、巻末には、各倒産手続のフローチャート及び関連法令を掲載



倒産法注釈書:ロシア語版 2007年3月発刊 A5版青色ハードカバー 全608ページ,3,000部発刊



倒産法注釈書:ウズベク語版 2007年10月発刊 A5版緑色ハードカバー 全640ページ,4,000部発刊



倒産法注釈書:日本語版 2007年10月発刊 A4版白色ソフトカバー 全313ページ,400部発刊

- ・ 今年度中に注釈書英語版も発刊予定(400部程度を予定)
- ・ 注釈書電子データ(ロシア語,ウズベク語,日本語及び英語(予定))は、以下の法務省のウェブページからダウンロードできる。

http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html

# ~プロジェクト報告~

# ウズベキスタンで本配り

元 JICA 長期派遣専門家・弁護士 松 嶋 希 会

#### 1 はじめに

2004年10月頃より開始された JICA (国際協力機構)技術協力プロジェクト「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)は、2007年9月末をもって、プロジェクトとしては終了した。筆者は、2005年4月から、JICA 研修生として法務省法務総合研究所国際協力部(以下「国際協力部」という。)において、2006年



4月から本プロジェクト終了までは、JICA 長期派遣専門家としてウズベキスタン共和国タシュケントにおいて、本プロジェクトに従事した。

本プロジェクトは、これまで何度も ICDNEWS で取り上げられており¹、また、プロジェクト概要は、国際協力部のホームページにおいても紹介されているので²、ここでは、ウズベキスタン共和国、同国倒産法や本プロジェクトの概要は割愛する。本稿では、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書(以下「注釈書」という。)のロシア語版完成後の普及活動を報告する。もっとも、普及活動は、2007年9月3日、国際協力部「国際会議室」において開催された公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題ー倒産法注釈書作成支援を通じて一」において報告され、当該セミナーは、ICDNEWS 第32号(2007年9月号)「一ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊ー ~注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開~」で紹介されている。特に、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会、倒産企業清算・管財人監督部長プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ氏による講演「注釈書活用促進のための具体的取組について一地方セミナーの開催ー」、及び、JICAウズベキスタン事務所所員シャリポフ・シャリフゾダ氏による講演「民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について」において、詳しく説明されている。本稿は、これらと重複するが、日本側参加者としてウズベキスタンにおける普及活動を報告するものである。

#### 2 「普及活動」の盲点

注釈書のロシア語版は、2007年3月末に3000部発刊された(本頁写真の右の本である。)。原稿完成が近くなって、ウズベキスタン側からは「後は、配るだけ」という考えが

¹ ICDNEWS 第 4 号,第 9 号,第 15 号,第 16 号,第 18 号,第 19 号,第 24 号,第 32 号等

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject\_1.html

感じられ、一方、日本側では、「注釈書を配るだけでは意味がない」と認識されだした。本 プロジェクトの目指すところが、倒産法制の適正な運用、運用の改善であったため、より 多くの人が注釈書を通じて倒産法を理解するようにならなければならないということであ る。この認識が普及活動に繋がっていった。

しかし、実際は、普及活動の入口である「配るだけ」で躓いた。まず、配布先を探し当てるのに時間がかかった。当然、全てを把握する必要もなかったが、判明している機関から配り始め、同時に関係機関を聞き出し、新たな配布先探しにそれなりの時間をかけた。また、配布の仕方も試行錯誤を繰り返した。配布にあたり念頭においたのは、第一に、倒産法を運用する側だけではなく、倒産法を利用する側又は適用される側を含めた関係者に広く配布する(関係者全体の能力向上)、第二に、注釈書の存在を知った人が容易に入手できるように配布する(入手方法の確保)、第三に、例えば、本プロジェクト終了1年後に、倒産事件に関わるようになった裁判官等の実務家や、倒産法の勉強を始めた学生が注釈書の存在を知ることができるように配布する(存在の周知)ということである。倒産法制をより深く理解してもらうための取組みの重要性は認識しながらも、現実の普及活動は、注釈書を物理的に適切に配布することが中心となった。





タシュケント新市街は,片側3車線以上の広い道路が走る。一般人の想像するシルクロードの面影はなく,ソ連時代の四角く大きな建物が並ぶ街である。

# 3 関係者全体の能力向上

#### (1) 利用者側への配布

最高経済裁判所側が当初提出してきた配布先リストは、主に、裁判官、管財人(一般の管財人、税務署職員、非独占化国家委員会職員)<sup>3</sup>に配布するものであった。これらの者は倒産事件を運用する者であり、運用者が正しく倒産法を理解することは、運用改善に不可欠である。しかし、適切な運用のためには、以下の二点も考えなければならない。まず、運用者が誤った場合、誰が正すのか。例えば、倒産法は、債務者や債権者といった倒産法の被適用者が裁判所の判断や管財人の活動に不服を申し立てることを認めているが、債務者等が倒産制度を知らなければ不服を申し立てることはなく、運用は正されない。恣意的な運用も許されることになる。実際に、倒産事件が開始された企業から、裁判所の決定が適法なのか疑義があるので注釈書を読みたいとの問い合わせもあった。また、倒産事件を始めるのは裁判官や管財人ではない。倒産事件の多くが時機を逸した

<sup>3</sup> 倒産事件の7割を占めるといわれている簡易倒産事件では、税務署職員や非独占化国家委員会職員が管財人に任命される。

申立て・開始の故に企業に財産もなく、倒産法制、特に再建型倒産制度が利用されていないと言われている。この点の改善には、やはり、企業自身や債権者(税務機関も含む)、金融機関、それらの相談を受ける法律家・弁護士といった利用者の倒産法に対する理解が進まなければならない。倒産事件を利用したことのない銀行は、「わからないから使えない」と話していた。このような視点から、配布先には利用者側も含めた。

### (2) 将来の実務家への配布

注釈書協議の過程では、40代以上の世代は新たに学ぶことが非常に難しく、一方で、若手には柔軟性・可能性があることが顕著であった。そこで、「急がば回れ」の思いで教育機関への配布にも力をいれ、法学部を有している大学に限らず、経済、経営や金融を教えている教育機関にも注釈書を届けた。倒産事件には企業家や金融機関も関与するが、メイン・プレイヤーとなる管財人の資格取得に経営経験が要求されることもあり、法学部出身の管財人は圧倒的少数であり、多くが経済・経営学部出身である。





国民大学の図書館に 40 冊 を寄贈した。左の写真は, 稲葉一生国際協力部長 (左)と法学部教授であ る。右の写真は,図書館の 読書スペースである。

	地方配布リスト例
経済裁判所	倒産事件を審理する機関は経済裁判所である。経済裁判所裁判官は全
民事裁判所	国で 125 人前後おり、裁判所では、裁判官のほか法律顧問や裁判官候
刑事裁判所	補も働いている。
検察庁	検察官には、手続の監督権限のほか、倒産事件の申立権限もある。
司法省	多くの機関は,全国に 14 箇所の支部を有する(12 州・カラカルパク
	スタン自治共和国・タシュケント市)。
非独占化国家委	倒産事件を管轄する機関である。管財人の資格審査・監督等を行い,
員会	定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務モニタリングも行っ
	ている。かかる企業について倒産事件を申し立てる権限も有する。
税務委員会	簡易倒産事件では、税務機関の職員が管財人となることが多い。
税務署	各州に税務委員会支部のほかに 10 から 16 の税務署が存在する。
商工会議所	
管財人協会	2006年12月に本格的に活動を開始したばかりの任意加入団体である。
弁護士会	現在、弁護士会は任意加入であるが、強制加入に変更すべく法改正が
法律事務所	進められている。タシュケントでは3000人中1000人程が加入してい
	ると聞いたが,地方では多くの弁護士が加入していると思われた。
会計士協会	
公証人協会	
農業協会	州によっては、企業の大半が農産業に従事している。

大学・教育機関	法律,経済,経営,金融を教えている機関に配布した。
銀行	中央銀行,国立銀行,その他商業銀行28行がある。3分の1程度が,
	タシュケントにのみ店舗を有している。
書店展示	印刷会社直営の書店にサンプルを展示してもらった。

タシュケントにおいては、上のリストに揚げられた機関のほかに、経済省、金融省、国有資産管理国家委員会といった省庁・国家機関、公共の図書館、大学等に設けられた社会人向けのビジネス・コースにも配布した。ビジネス・コースには、中央・地方から企業家や非独占化国家委員会職員等が参加していた。また、世界銀行、欧州復興開発銀行やドイツ援助機関(GTZ)といった機関にも渡した。法整備を支援しているドナーは多くはないが、中小企業支援や金融関係支援を行っており、倒産法に対する関心は高かった。周辺国の経済事件を扱う裁判所や国家機関、各国の大使館にも届けた。やはり、隣国カザフスタン共和国が興味を持っていた。

# (3) 地方への配布・ウズベク語版の配布

本プロジェクトは、当初、ロシア語版のみの出版を想定していたが、地方や、都市部でも20代前半以下の世代が、ウズベク語で教育を受けておりロシア語の知識に乏しいことから、ウズベク語版も4000部発刊した。また、地方セミナーを開催して、地方では倒産法が理解されていない、理解するための手段がないことを痛感し、ウズベク語版の配布では、地方配布に重点を置いた。その際、各機関の中央機関を通すのではなく、各州の州経済裁判所に、配布リストと共に、200部や300部といったまとまった部数を届け、裁判所から各機関の地方支部に配布してもらった。





左の写真はブハラ州経済裁判所(建物左半分),右の写真は同裁判所の前である。 タシュケントからブハラへは、車又は電車で7時間,飛行機で1時間半かかる。

## (4) 英語版の配布

ロシア語版の草案が完成した頃から、日本側で英語版出版の構想もでてきた。ウズベキスタン国内にはウズベク語版が、国外には英語版が有益ではないかとの発想である。ウズベキスタンに進出している企業や同国の企業と取引をしているのは、ロシア語を解するCIS 諸国の企業だけではなく、ヨーロッパやトルコといった国からの企業もある。もしかしたら、ウズベキスタンの法制がわからない故に進出を躊躇している国もあるかもしれない。合弁企業からも英語版の有用性が指摘され、利用者側への普及との観点から英語版も出版することとした。





左の写真は、タシュケント市内で最大のスーパーマーケットである。市内には、規模は小さいがこのような店がある。地方では右の写真のようなバザール(市場)が一般的である。

# 4 入手方法の確保

### (1) 有償配布の検討

注釈書は無償で配布したが、有償配布も検討した。筆者自身が、GTZの支援により2001年に発刊された経済訴訟法注釈書をウズベキスタンの書店で見つけ入手できたので、倒産法注釈書の有償配布もウズベキスタン側に提案した。しかし、関係者が購入しなくてはならないということに抵抗があったようで、ウズベキスタン側は有償配布に難色を示した。また、販売ルートが発達していないことも問題であった。タシュケントでは、通常、法律書籍も含めた書籍全般が、露天で販売されており、買取販売や委託販売といった販売方法も問題となった。さらに、地方では書籍の露天販売を見かけることもなく、有償配布をしても普及率は高くならないと思われた。結局、無償で広く多くの機関・組織に配布することにしたが、弁護士や銀行からは有償販売を望む声もあった。







写真は、左からウルゲンチ国立大学の売店兼書店、タシュケント法科大学の書籍売場、 タシュケント市内の露天での書籍販売の様子である。

# (2) 電子データの配布・ダウンロード

注釈書を無償で配布することにしたので、電子データも広く配布することとした。最高経済裁判所のホームページからダウンロードできるようにしたものの、サーバー自体が落ちていることが多かったので、日本センターの協力を得て、同センターのホームページ内に注釈書データのダウンロード・ページをロシア語、ウズベク語で設けてもらっ

た<sup>4</sup>。しかし、電話はあるがファックスはないという州経済裁判所もあり、想像以上に、地方の通信設備は貧弱であった。そこで、電子データを CD で配布し、また、法令データ会社が、顧客に毎月提供する更新データに注釈書のデータも含めてもらい、インターネットを経由しない方法でも電子データを入手できるようにした。もっとも、そもそも、タシュケントですら自宅にパソコンがある人は少数で、地方では、職場でもパソコンを共用することは珍しくはなかった。結局、電子データを読むことができる環境にない人も多く、電子データによる普及も限度があり、それ故、注釈書の印刷部数を多くした。



写真はフェルガナ市内である。フェルガナ地方へは、電車はなく、車で4~5時間又は飛行機で1時間強の移動となる。山道が悪いため、ミニバスの通行は認められておらず、冬は頻繁に閉鎖される。政治的に不安定な地域とされており、他の地方へ入る場合と比較して、検問が厳しい。

# 5 注釈書の存在の周知

# (1) 広報活動

注釈書の広報活動として、プレスツアーやプレゼンテーションを行った<sup>5</sup>。ただ、本プロジェクト終了後の周知という点から、教育機関に、宣伝ポスターを張り出してもらう、推薦図書リストに入れてもらうといった協力をお願いした。

# (2) 書店での展示



注釈書の有償配布は、上述のとおり断念したが、 最高経済裁判所内の売店で、どこかの機関に配布し たはずの注釈書が販売されていた。直ちに、売店の 業者に販売中止を指示したが、後に面会した弁護士 から、この売店で注釈書の存在を知ったと聞かされ、 店頭での宣伝効果を実感した。そこで、印刷会社の 協力を得て、同社が直営する書店に、ロシア語及び ウズベク語両言語の注釈書を、入手方法を明記した

宣伝ポスターと一緒に展示させてもらうことにした。同社は、各州に直営店を有している(写真はタシュケント店)。別件でフェルガナに出張した JICA ウズベキスタン事務所 スタッフに確認してもらったところでは、確かに書店で展示されており、どこで入手できるのか問い合わせが多いとのことであった。

<sup>4</sup> 日本語版及び英語版も電子データが用意され次第,掲載してもらう予定である。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 詳細は, ICDNEWS 第 32 号 (2007年9月号) 参照

# 6 地方セミナー

普及活動の一環として地方でセミナーも開催した。近隣州からの参加もあったことや、開催が一年で一番暑い7月だったこともあり、地方セミナーは午前中の半日とし、昼食も本プロジェクトで提供した。どのセミナーでも、筆者や講師以外のスタッフでは前日に現地に入り、州経済裁判所長とセミナー会場、配布資料、参加者、昼食提供方法等を打ち合せ、打合せ前後に、大学等を訪問して



注釈書を配布した。セミナー出張の際には、大学等だけではなく作成した配布リストに含まれていない弁護士事務所や銀行からの参加者にも配布するため、注釈書を 60 冊から 80 冊持参した。以下は、サマルカンドにおけるセミナーの日程である。このセミナーには、ジザク州、カシュカダリア州からの参加も募った。

1日目午前	
	現地所員),途中,ジザク工業大学(経済学部 10 冊)を訪問し注釈書を配布 
午後	   サマルカンド州経済裁判所を訪問し,セミナーについて打合せ
	サマルカンド国立大学(法学部・経済学部 20 冊),サマルカンド経済・サービ
	ス大学(経済学部 10 冊),サマルカンド農業大学(経済・経営学部 10 冊)を
	訪問し、注釈書を配布 *) この時点で配布したのはロシア語版のみ
夕方	WG メンバーである講師と合流,打合せ
2 日目午前	市内のホテルにてセミナー開催
10:05	サマルカンド州経済裁判所長による開会挨拶 (ウズベク語)
	挨拶(最高経済裁判所副長官,ウ語)
	講演1(講師1,ウ語,不服申立等第3章)
	講演 2 (講師 2, 露語, 再建手続, 財産査定等)
11:20	
	講演 3(JICA 専門家(筆者),露語,債権者の地位)
	補足1(JICA 事務所現地所員,ウ語,注釈書の構成・配布先・入手方法)
	補足2(サマルカンド州経済裁判所裁判官,ウ語)
12:00	質疑応答(露語,ウ語)
13:00	閉会、昼食(プロジェクトにおいて、参加者全員に提供)
午後	サマルカンドからブハラに陸路移動
夕方	ブハラ州経済裁判所長とセミナーの打合せ、会場の確認
3 日目	午前:ブハラのホキミャット建物にてセミナーを開催
	午後:タシュケントへ移動

 $<sup>^6</sup>$  7月5日フェルガナ市で、7月12日ウルゲンチ市で、7月19日サマルカンド市で、7月20日ブハラ市で開催した。タシュケント、テルメズにおけるセミナーは、ウズベク語版発刊後の10月開催を考えていたが、9月下旬から11月にかけて、学生だけではなく裁判官を含めた国家機関職員も綿花収穫に送り出されるため、この作業の終わる頃(12月頭)の開催を予定している。

148

<sup>7</sup> 講師はワーキンググループメンバー(執筆者)が務めた。

サマルカンド・セミナーの参加者は 100 名弱であり、裁判官 15 名前後 (サマルカンド 10 名前後,他の 2 州 5 名)、税務機関職員 26 名 (サマルカンド 18 名,他の 2 州 8 名)、非独占化国家委員会職員 28 名 (サマルカンド 14 名,他の 2 州 14 名)、検察官 8 名程度 (サマルカンド 4 名,他の 2 州 4 名)、弁護士数名、銀行 2 行 (地銀 1 行)、管財人等である。サマルカンド州経済裁判所には、事前に参加してほしい機関のリストを提出していたが、前日の打合せ時点では弁護士、銀行、商工会議所といった民間セクターには全く連絡がされていなかった。民間セクターは参加する必要はないと反論する経済裁判所に、JICA としては参加してもらわなければならない等強硬に主張し参加を呼びかけてもらった。この点は、他のセミナーでも同様で、実際、民間セクターをセミナーに呼ぶことは容易ではなく、どの場合も、前日の打合せにおいて、参加連絡をしてもらった。

もっとも, 急きょ連絡を受けて参加した弁護士等のセミナーの評判はよく, タシュケントにおいて法律事務所を訪問した際も, 弁護士から, 裁判所主催のこのようなセミナーに招待されたことがないとの不満が聞かれた。

















ホレズム・セミナーは、ウルゲンチ市所在のホレズム州経済裁判所の大ホールで開催された。左上の写真は参加登録の、右上及び左下の写真はセミナーの様子である。ホレズム地方は、7月は気温が50度までも上がるので、裁判所の大ホールには急きよ冷房が設置された。右下の写真は、セミナー途中で提供された、裁判所中庭でのコーヒーブレイクの様子である。

# 7 残る課題

「配るだけでは意味がない」。どの関係者も、裁判官はもちろん一般の企業も弁護士も教育者も、倒産法の内容を理解するようにならなくてはならない。正にそのとおりである。しかし、本プロジェクトの普及活動は、「配るだけ」でも十分に達成できたかも不確かなまま終了し、また、「配るだけでは意味がない」が真に意味するところをウズベキスタン側関係者と共有できたか、ウズベキスタン側が今後この意味での普及活動を自主的に行うか、というと、残念ながら肯定することはできない。

本プロジェクトでは、倒産法に限らず、法令は、国家機関や中央機関といった運用をする側、指導をする側が理解していれば十分であるとの考えを、多々感じることがあった。注釈書の配布先やセミナー参加者が国家機関中心であり、民間セクターが含まれていなかったことも、その例と言える。また、地方セミナーでは、参加者に質問用紙を配布し質問を出してもらい、講師陣がそれに答えるといった質疑応答方法をとった。その際のやり取りは、ウズベク語も多かったので完全に理解したわけではないが、個々別に「指導」するだけで、倒産法制全体から説明する、倒産法全体の理解を促進させることに向けられたものとは思われず、セミナー後、質問から地方における問題点や理解の不十分な点を分析し対処することもなかった。

この点は、法の予測可能性に現される国民の自由・権利の保護という法の役目の理解に関わることであり、この理解が一般化するにはまだ時間がかかると思われた。

# 8 おわりに

言うまでもなく,ウズベキスタンでの普及活動に筆者だけが従事していたわけではない。 まず、ウズベキスタンの最高経済裁判所である。カウンターパート機関であるから、主体 的に活動するのは当然といえば当然であり、むしろ「義務」でもあるが、本プロジェクトでは、最高経済裁判所とは別にワーキンググループ(執筆者団)が組織されたため、注釈書草案作成段階では、最高経済裁判所はプロジェクト活動には全く何もしてくれないとの感覚があった。しかし、普及活動の段階に入ってからは、ワーキンググループのメンバーは、執筆の依頼を受けただけだからと本プロジェクトを離れてしまい、地方セミナーの設営及び注釈書の地方配布では、最高経済裁判所に動いてもらうしかなかった。経済裁判所は規模の大きい組織ではないが、その分、タシュケントの中央部と地方の州経済裁判所との繋がりが強く、最高経済裁判所国際部長を通し、州経済裁判所に早く細かな指示を出すことができた。地方の他の国家機関の情報も、州経済裁判所を通し短期間に集めることができた。

JICA ウズベキスタン事務所の協力も大きかった。諸事情により最高経済裁判所ではなく JICA 事務所内に机をおかせていただいた関係で、所長、担当所員の方のみならず、事務所内で働く全てのスタッフから協力を得、提供いただいた「経験」や「知恵」は、ウズベキスタン側関係者の攻略や活動計画の策定に非常に有益であった。とりわけ、現地担当所員の方には、通訳としてもアシスタントとしても普及活動に尽力いただいたが、それ以上に、ウズベキスタンの人として、ウズベキスタン側関係者に、日本が関与する意義、本プロジェクトの意義、また、ウズベキスタンの欠点を伝えてもらえた点が非常に有意であった。最高経済裁判所といったウズベキスタン側関係者は、とかく、本プロジェクトを通して各自の組織の利益を図ることに重きを置きがちで、例えば、ウズベキスタンにおける倒産法制全体の発展といった大局的な視点が欠けていたと言わざるを得ない。日本といった外国つまり第三者が法制の整備過程に関与する意義は、このような視点からの整備にある。この点をウズベキスタン側と共有するには至らなかったが、現地担当所員の協力もあって、少なくとも、本プロジェクトの方向はこの点に向けられていたように思われる。

また、「日本センター」JICA プロジェクト、「企業活動の発展のための民事法令及び行政 法令の改善」JICA プロジェクト、金融関連機関等で活動されていた JICA シニア・ボラン ティアの方々、教育機関で活動されていた JICA 青年海外協力隊の方々、日本大使館や日本 商社からは、現地の国家機関・民間機関に関する情報や紹介をいただいた。特に、配布先 の割出しや面会の取付けは、これらの方々の協力がなければ非常に困難であった。

注釈書発刊後は、ウズベキスタンでの活動に比重が移ったが、筆者の現地活動は、日本において本プロジェクトに従事されていた方々に負うところも大きい。国際協力部、国内支援委員会、文字どおり「寝食を忘れて」現地活動をサポートしていただいた国際協力部担当教官・JICA担当者、発注から納入希望期間が1日や半日でも対応していただいた通訳の方、と多くの方々の支援により現地での活動も可能であった。

ウズベキスタン及び日本において,本プロジェクトのウズベキスタンでの活動を支えてくださった方々に,この場を借りて,厚くお礼を申し上げる。

JICA ベトナム法整備支援フェーズIII (2003/07/01~2007/03/31)

# 「成果物の普及」について

1 プロジェクト概要

# A 立法支援

- 1 民法
- ② 民事訴訟法·破産法
- ③ 民事関連法令
  - ・不動産登記法
  - · 担保取引登録令 (担保取引登録法)
  - 判決執行法
  - ・国家賠償法
  - ・WTO 加盟に伴う必要法令研究 (共助法等)





# B 人材育成支援

- ① 法曹人材育成
  - ・ 国家司法学院(カリキュラム策 定・教科書編集)
  - ・ 検察院(刑事検察官マニュアル 編集)
- ② 判決書標準化·判例整備
  - ・判決書マニュアル編集
  - ・判例制度導入への提言
- ③ ベトナム国家大学法学部日本法講座

153

# 2「成果(物)」

- 1 ハード
  - ・法典自体
  - ・マニュアル 「刑事検察官マニュアル」 「判決書マニュアル」
  - ・教科書 国家司法学院教科書 「民法」

「民事訴訟法」

「民事手続実務」

「刑事手続実務」

ベトナム国家大学日本法講座教科書 「日本の法律用語」

・その他資料

「判例制度導入への提言」

② ソフト

·本邦研修

・現地セミナー

・ワークショッフ

・日常的なアドバイス等

☆ベトナム側作成資料

- 研修、セミナー毎に作成される 報告書
- ・担当者等による上層部への報告書

# 3 「普及・伝播」

- ① 普及の客体・方法
  - a ハード
    - · 法典 → 官報等出版物
    - ・マニュアル・教科書等 → 配布
    - ・その他 → 資料化・配布
  - b ソフト
    - ・研修・セミナー等での議論の深化
      - → 報告書・資料化・配布
      - → 法律関係文書・書籍等の内 容への反映
      - → 起草担当者による外部へ の説明への反映
      - → 教育機関・教育担当官の講 義内容等への反映

- ② 普及・伝播の態様
  - a 垂直方向への伝播
    - ・上方への伝播
    - → 幹部、政府(裁判所・検察院)、国会専門委員会、国会常任委員会、国会本会議
    - ・下方への伝播
    - → 下部機関、地方機関等
  - b 水平方向への伝播
    - → 同僚・他省庁関係者等



# 独立行政法人 国際協力機構

■世界の現状を知る 国際協力に参加する JCA早わかり みんなで学ほう

ホーム > 評価 > 事業事前評価表 > 平成15年度 事業事前評価表

# 事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

作成日: 平成15年9月30日

担当部・課:アジア第一部インドシナ課

案件名:ベトナム法整備支援プロジェクト(フェーズ3)

実施国:ベトナム 実施地域:ハノイ

プロジェクト実施予定期間:2003年7月~2006年6月(3年間)

# 1. プロジェクト要請の背景

- 「(1) ベトナム政府は、1986年のドイモイ路線採用以降、市場経済化と対外開放政策 を推進している。その一環として、市場経済化を支援する新たな法的枠組みを構 築する事が急務になっていたため、同国司法省は、各国政府及び国際機関の協 カにより法律の整備を進め、1992年に新憲法、1995年に民法を制定した。同国 においては、引き続き商法や民事訴訟法等の法律や民法典の付属法令等を整 備すると共に、市場経済化に対応した法制度及び法律に精通した人材育成を早 急に実施する必要があった。
- (2) かかる背景を踏まえ、我が国は、1996年度より、ベトナムにおける法整備支援プ ロジェクトを開始し、短期・長期専門家派遣や、国別特設研修を通じて、ベトナム 政府の各種法律(特に市場経済の導入に対応した民法、商法等)の整備や、人 材育成に資する協力を実施した。
- (3) その後、1999年度よりフェーズ2が始まり、対象機関を司法省に加えて最高人民 検察院、最高人民裁判所に拡げ、各種法律の立法作業への助言、法体系整備 への助言、及び人材育成、を3本柱とした協力を実施してきた。特に民法共同改 正研究については、日本側の大学教授や法曹を巻き込み、改正民法草案の内 容・質の向上や、関連他法令との整合性の確保などに貢献してきている。去る10 月に実施された終了時評価調査団においても、同3本柱における成果が概ね達 成されており、越側からも高く評価されている事が明らかとなった。フェーズ2は 所期の成果を挙げ2003年度3月末をもって終了した。
- (4) 以上のような我が国の継続的な支援を更に効果的に拡充すべく、今年度7月上 旬より法整備支援プロジェクト(フェーズ3)が開始した。対象分野に関しては、本 年1月、4月にそれぞれ実施された第1次、第2次事前評価調査において、「民法 を中心とした民商事分野立法支援」及び「法曹強化」支援の2つのサブ・プロジェ クトを実施することで先方政府と合意した。

#### 2. 相手国実施機関

- (1) 司法省 (Ministry of Justice, MOJ)
- (2) 最高人民裁判所 (Supreme People's Court, SPC)
- 〔3) 最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy, SPP)
- (4) ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi)

# 3. プロジェクトの概要および達成目標

- 「3-1 サブ・プロジェクトA:民法を中心とした民商事分野立法支援
- (1) 達成目標
  - 1) プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

### [目標]

立法関連部局職員の能力が強化され、市場経済化と整合性のある民 商事関連の基本法が制定される。

# [指標]

- 民法草案が国会で可決される。
- 民事訴訟法草案及び企業倒産法が国会で可決される。
- 2) 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

# [目標]

市場経済化に適合した法制度の基盤が構築される。

# [指標]

5ヵ年立法計画に基づいて民商事関連法が整備される。

# (2) 成果と主な活動

1) 改正民法の最終草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、草案に対する助言・指導、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップ、本邦研修などを通じ、民法の改正草案起草を支援する。

- 2) 知的財産関連法規に関する基礎知識が修得され、草案が起草される。 日越において作業部会を発足させ、書面による草案へのコメント、現地専門 家による協議、現地ワークショップなどを通じ、知財関連法規の起草を支援 する。
- 3) 民事訴訟法及び倒産法の最終草案が起草される。 日越において作業部会を発足させ、書面による草案へのコメント、現地専門 家による協議、現地ワークショップなどを通じ、民事訴訟法及び倒産法の最 終草案起草を支援する。
- 4) 民法に関連する法案準備が促進される。

(不動産登記法、担保取引に関する国会令、国家賠償法、判決執行法) 起草支援を行う民法・民事訴訟法との整合性を確保すべく、上記4法案に対 し、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショッ プ等を通じ支援を行う。

#### 3-2 サブ・プロジェクトB:法曹強化支援

- (1) 達成目標
  - 1) プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

## [目標]

質の高い法曹を育成できる体制が整備される。

# [指標]

- ・ 法曹養成機関において、質の高い人材が養成されるようになる。
- 判決書の質が向上する。
- 2)協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

#### 「目標」

法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。

#### [指標]

裁判実務の質が向上する。

### (2) 成果と主な活動

1) 統一的な新規法曹の養成機関(国家司法学院)の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニング・プログラムや教材が改善される。

日越における作業部会の発足を含め、詳細活動計画を策定するための準備活動を行う。その後法曹養成機関の組織・運営に関する助言を行うとともに、本邦研修・現地セミナー・書面によるコメントを通じてカリキュラム策定、テキスト作成、教授方法論に関する支援を行う。また、教授マニュアルの作

成に対する助言を行う。

2) 判決様式が標準化され、全ての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。

日越において作業部会を発足させ、判決様式及び判決起案マニュアルの作成及び判例公開システムの構築に関する指導・助言を行う。また、上記活動に関する現地セミナー、普及のためのワークショップ、本邦研修などを実施する。

3) ハノイ国家大学法学部における学生が日本法についての理解を深めると共に、講師が育成される。

カリキュラム準備を含めた詳細活動計画を作成し、その後日本法の講義・試験の実施、テキストや参考図書の提供、日本法講座の講師の養成を行う。

# (3) 投入 (インプット)

a) 日本側

長期専門家:

3名(民法を中心とした民商事法分野立法支援、法曹強化1、法曹強化2)

短期専門家:

年間15~20名、各10日間程度

本邦研修:

国別特設研修を想定、年間20~30名程度

機材供与:

(コンピューター、事務機器及び消耗品等)

総額 約3.5億円

b) 相手国側

カウンターパートの配置,建物・施設提供,運営経費など

(4) 実施体制

ア 先方実施機関:

司法省 (Ministry of Justice, MOJ)

最高人民裁判所 (Supreme People's Court, SPC)

最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy, SPP)

ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi)

イ 国内協力機関:

外務省、法務省、最高裁、日本弁護士連合会、法学会等

#### 4. 評価結果(実施決定理由)

「以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断 される。

(1) 妥当性

国家開発計画及び法整備分野の開発計画であるLegal Needs Assessment(司法省中心に作成)において、ベトナムの市場経済化の進展のために、法律及び法制度の整備や法曹の育成が急務とされている。また、我が国の対ベトナム支援に対する事業指針においても、同分野支援の優先度は高い。

(2) 有効性

「民法を中心とした民商事法分野立法支援」に関しては、ベトナム側の立法スケジュールが決定していることもあり、同スケジュールに沿った形で草案の作成及び法案についての知識移転(プロジェクトの成果)を支援することにより、国会における採択(プロジェクト目標)の実現につながることが期待出来る。

「法曹強化」に関しては、法曹養成機関におけるカリキュラム策定、テキスト作成、教授方法の確立を通じた直接的支援と、法曹候補となる学生育成のためのハノイ国家大学における日本法関連の間接的支援を通じて、法曹育成体制の整

備というプロジェクト目標に直接結びつく。一方判決様式及び判決起案マニュアルの作成支援についても、特に法曹養成機関における司法実務教育に用いられていくことを通じ、同じくプロジェクト目標に結びつく。

# (3) 効率性

「立法支援」に関しては、起草支援を行う法案の制定が越側のスケジュールに位置づけられていることから、起草のための各種投入が立法化に結びつく可能性が高く、効率が確保されうる。

「法曹強化」については、法曹養成機関の問題意識が高く、我が国も長期専門家を中心としてベトナム側の具体的な研修プログラムに直接働きかけることから、高い効率性が確保される。

#### (4) インパクト

「立法支援」に関しては、プロジェクトにおける対象法案の立法に関わる人材が 育成されることにより、中期的にプロジェクトの対象外の法律の整備にも彼らの 能力が発揮されることとなる。

「法曹強化」については、新しい研修体制によって育成された人材が、新しいスタンダード・考え方を用いた裁判実務を行っていくことにより質の改善が図られることが期待される。

### (5) 自立発展性

「立法支援」については、法律の整備のみならず人材の能力強化をも視野にいれた投入を行うことから、プロジェクト終了後、知見・経験が実施機関に蓄積され自立的に発展していくことが見込まれる。

「法曹強化」については、ベトナム政府自体が法曹の統一養成に向けた体制整備を重視していることもあり、各協力におけるカウンターパートの能力強化を通じて、プロジェクト終了後も彼らを核とした法曹養成体制の自立的な発展が見込まれる。

# 5. 外部要因リスク(外部条件)

- (1) ベトナムの市場経済化推進及び法制度整備推進政策の方向性に変化がない。
- ---(2) 実施機関である司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所及びハノイ国家大学において、プロジェクト関連予算及び事業担当職員が十分に配置され続ける。
- 6. 今後の評価計画 (中間評価、終了時評価の実施時期)
  - ・中間評価:プロジェクト開始後1.5年
  - ̄・終了時評価:プロジェクト終了時

評価 / 平成15年度 事業事前評価 目次

小 JICAサイトトップへ

【サイトポリシー】 【プライバシーポリシー】 【情報公開】

All Rights Reserved, Copyright(c)1995 Japan International Cooperation Agency.